

検討課題3 公的一般大学資金の他の資金源からの分離

1 課題内容

フラスカティ・マニュアルでは、「中央政府、地方政府から高等教育機関に対して、研究教育活動全体（授業、研究開発、運営、健康管理等）を支援する目的で支払われる援助金を「公的一般大学資金（マニュアルでは、General University Funds と表記。以下「GUF」という。））」としている。GUFは、政府が本来の源泉であり、少なくともその資金の一部は研究開発に充てられることが意図されているのであるから、それらのGUFのうち、研究開発に支出された分は、政府（公的部門）を資金源として、個別に把握するべきとしている。

平成24年1月の統計委員会答申における、GUFを個別に把握すべきという指摘を踏まえ検討する。

2 科学技術研究調査における取扱い

- ・ 国立大学が国から受け入れた運営費交付金及び施設整備費補助金は、「外部から受け入れた研究費」とはせず、「自己資金」としている。
- ・ 私立学校振興助成法に基づく経常費補助金は、補助金のうち研究関係業務に使用されたとみなされる分を「外部から受け入れた研究費」としている。
- ・ 公立大学が設置団体から受け入れた運営費交付金のうち研究関係業務に使用されたとみなされる分を「外部から受け入れた研究費」（地方公共団体）としている。

フラスカティ・マニュアルの区分		科学技術研究調査の区分	
		国立	公立・私立
自己資金		自己資金	自己資金
政府からの 受入資金	国・地方公共団からの研究目的 の資金	受入資金	受入資金 GUFの区別
	公的一般大学資金（GUF）	自己資金	はなし

3 課題に対する検討状況

本課題については、関係府省及び一部の大学の意見を踏まえ、以下の論点で検討を行った。

①政策ニーズ

文部科学省内では、「科学技術要覧」や「科学技術指標」への利用などが見込まれる。

②記入上の問題点

国立、公立、私立の別にGUFに該当すると思われる資金と記入上の問題点につ

いては、次のとおり。

大学区分	関係する研究費	現在の取扱	該当区分	問題点
国立大学	ア 運営費交付金及び施設整備費補助金 から使用した研究費	自己資金	GUF	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金等と授業料等の直接収入を分離した上で、研究に費やした分の金額を記入することは困難。 大学全体での運営費交付金等と授業料等の直接収入の割合で按分する方法が考えられるが、大学本部でしか把握していないため、各学部から本部に問い合わせることになる。
	イ 授業料、検定料、病院収入等の大学への直接収入 から使用した研究費		自己資金	
公立大学	ウ 地方公共団体からの運営交付金等の拠出金 から使用した研究費	受入資金	GUF	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が運営している大学（全82校のうち21校）については、それぞれの地方公共団体予算に組み込まれていることから、国からの補助金と区別することは可能と思われるものの、実際に分けて記入できるかは、地方公共団体の事情によって異なる。
	エ 政府・地方公共団体からの専ら研究を目的とした補助金等から使用した研究費		受入資金	
私立大学	オ 政府（国）の私学助成金や地方公共団体からの拠出金 から使用した研究費	受入資金	GUF	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人会計において、大学全体での「国庫等補助金収入」と「地方公共団体補助金収入」は区分しているものの、大学本部でしか把握していない。 経常費補助金の配分を考慮しての記入は難しい。
	カ 政府・地方公共団体からの専ら研究を目的とした補助金等から使用した研究費		受入資金	

4 GUFの把握に向けた具体的検討課題

上記3の問題点を踏まえ、以下のとおり検討、整理し、実行可能性を検証する必要がある。

①各大学における支出状況の把握

国立大学法人、公立大学法人及び学校法人（私立大学）では、収入において運営費交付金を区別しているものの、研究への支出割合等は、各大学によって異なることから、各大学の実情を把握

②記入負担の軽減及び記入精度の確保

GUFを把握することとした場合、調査関係書類の内容について慎重に検討
具体的には、記入者（大学事務局）に対し、問合せ件数の多い事項を周知するなど、調査票の記入に関する説明を工夫し、記入負担の軽減を図りつつ、記入精度を確保

③按分方式の検証

調査方法の一つとして想定される按分方式について、本部から各学部への情報提供が可能か否かを大学区分ごと（組織形態別）に検証

④国立大学の固有事情への考慮

国立大学では、GUFを把握することとした場合、従来自己資金としていた扱いを大幅に変更することになり、受入研究費として記入するとともに外部支出研究費（うち自己資金から）の記入への影響も考慮
（調査関係書類の内容に関する検討のほか、時系列結果への影響も考慮）

⑤公立大学の固有事情への考慮

- ・公立大学の設置形態（公立大学法人化しているか否か）によって、収入に占める自己負担の割合は大きく異なることから、公立大学の設置形態への考慮
- ・公立大学の学部運営によって、各自治体の負担割合は異なることから、各大学の学部運営への考慮

5 事務局案

GUFの把握については、一部の大学から記入は難しいとの意見もあることから、より多くの大学の実情を把握した上で実行可能性を判断するなど、調査方法等の検討を行うこととしたい。